

Travellers Autobarn Japan レンタル利用規約

2026 年 7 月 8 日更新

この契約は、Travellers Autobarn（株式会社 ROOTS MOBILITY）とレンタル契約書に記載された借受人（レンター）との間で締結されます。借受人には、公認運転者および支払いに使用されるカード所有者も含まれます

第 1 項：定義 「車両 (Vehicle)」には、契約書に記載された車両のほか、すべての装備、付属品、タイヤ、工具、および追加のレンタル品が含まれます。

第 2 項：車両の状態、貸出および返却 車両は良好な状態で提供され、返却時は通常の摩耗を除き、貸出時と同じ状態で返却しなければなりません。貸出時間は月～土の 10:00～16:00、返却は 15:00 までです。返却予定時間を 59 分過ぎると **25,000 円の罰金**が発生し、その後 1 日遅れるごとにさらに 25,000 円が加算されます。

第 3 項：レンタル期間、距離 レンタル日数は暦日で計算され、走行距離は無制限です。料金は日本円 (JPY) で、消費税が含まれています。

第 4 項：複数回のレンタル 3 ヶ月以内の連続したレンタルは、長期割引の対象として合算できる場合があります。

第 5 項：レンタルの延長と変更 延長には事前の書面承認と支払いが必要です。貸出の 7 日前以内の変更には、**25,000 円の手数料**がかかる場合があります。

第 6 項：車両の変更 予期せぬ事情により、会社は同等またはそれ以上のクラスの車両を代替として提供する権利を有します。

第 7 項：レンタルの拒否 会社は、独自の判断でレンタルを拒否する権利を保持します。

第 8 項：運転免許証 有効な免許証、**国際運転免許証 (IDP)**、およびパスポートの提示が必要です。スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾の免許保持者は、**公式な日本語翻訳文**も必要です。

第 9 項：年齢制限 運転者は **18 歳から 80 歳まで**に限られます。

第 10 項：車両の使用制限 酒気帯び運転、無許可運転、危険な運転、日本の道路交通法に違反する行為は禁止されています。また、車内での**喫煙、ペットの同伴、火気（キャンドルや蚊取り線香）**の使用も厳禁です。

第 11 項：データ (GPS 追跡) 車両には GPS 追跡装置が設置されており、返却時間の確認、故障・事故時の位置特定、マーケティング分析などに使用されます。

第 12 項：生活・キャンプキット 寝具や調理器具などの生活備品セットを有料で提供しています。

第 13 項：チャイルドシート 4,000 円で提供可能ですが、設置は借受人の責任で行う必要があります。

第 14 項：燃料 満タンで貸し出されるため、**満タンで返却**してください。不足している場合は、燃料代に加え **5,000 円の給油手数料**が請求されます。

第 15 項：SIM カード データ通信用の SIM カード（15 日間 3,980 円～）や、免許翻訳サポート（5,000 円）を提供しています。

第 16 項：キャンセル料 14 日前までは 20,000 円、7 日以内は総額の 50%、当日は返金なしとなります。

第 17 項：予約金と支払い 予約確定に 50,000 円のデポジットが必要です。クレジットカード（Visa, Mastercard, Amex, JCB）利用時は **3.6%**、PayPal は**4%**の事務手数料がかかります。

第 18 項：交通違反、通行料、不法駐車 駐車違反等の際は、借受人自ら警察署へ出向いて反則金を支払う義務があります。会社が代わりに支払った場合は、反則金に加えペナルティ料金や手数料を請求します。

第 19 項：道路制限と島への渡航 未舗装路（オフロード）や砂浜の走行は禁止です。違反した場合、保険オプションは無効となり、損害を全額負担することになります。

第 20 項：ロードサービス 借受人のミス（ガス欠、バッテリー上がり、鍵の閉じ込み、脱輪など）による出動は、**10,000 円の自己負担**となります。

第 21 項：カスタマーケア 電話（+81 476 94 3133）または公式 LINE にて、午前 9 時から午後 5 時まで対応しています。

第 22 項：修理と機械的故障 10,000 円未満の軽微な修理は事後精算可能ですが、**10,000 円を超える場合は事前の承認**が必要です。

第 23 項：日常点検とメンテナンス レンタル期間中、オイル、冷却水、バッテリーの毎日点検は借受人の責任です。

第 24 項：タイヤ タイヤの状態（溝の深さ、摩耗、損傷）を毎日点検する義務があります。

第 25 項：人身傷害 日本の法律では人身傷害への補償が限定的なため、独自の旅行保険等への加入を強く推奨します。

第 26 項：所有物の損害、紛失、盗難 車内の私物の紛失や損傷について、弊社は一切の責任を負いません。

第 27 項：車両の損傷・事故 事故の際は直ちに走行を停止し、**警察と会社へ報告**してください。警察への未報告や契約違反がある場合、保険の恩恵は受けられません。

第 28 項：保証金と免責オプション スタンダードプラン（免責保証金 15 万+ノンオペレーションチャージ）、プロテクションプラス（1 日 3,000 円、保証金 0 円）の 2 つの保険プランがあります。

第 29 項：全責任（Full Responsibility） 以下の場合、**保険の有無にかかわらず、借受人が損害の全額を負担**します：

1. 本契約の条項に違反した場合。
2. 第 10 項の禁止事項に違反して車両を使用した場合。

3. 不注意な運転による損害。
4. 未舗装路や砂浜での走行による損害。
5. 洪水、河川、海水などによる浸水・水没。
6. ボンネットや屋根の上に座る・立つなどの無謀な行為。
7. 誤った燃料の給油。
8. スノーチェーンの誤用。
9. 個人所有物の紛失や損傷。
10. 車両上部（屋根）、または車両下部への損傷。
11. オイルやタイヤの点検など、日常の維持管理を怠った場合。
12. 鍵の紛失、破損、閉じ込み、および無施錠による盗難。
13. 交通法規を無視したことによる、第三者の車両や財産への損害。
14. 安全確保のための適切な措置を講じなかった場合。
15. ぬかるみや砂地でのスタックからの回収費用。
16. 同乗者の私物の損傷。

第 30 項：金銭的義務と支払 レンタル料や交通違反金、損害費用などは、提供されたクレジットカードから引き落とされることに同意するものとします。

第 31 項：一般規定 本契約は当事者間の合意のすべてであり、口頭での約束は無効です。

第 32 項：契約違反・解除 契約違反、詐欺、不適切な運転スキル、車両へのリスクがあると判断された場合、会社は直ちに契約を解除し車両を回収できます。

第 33 項：プライバシー 個人情報は日本のプライバシー法および同社のプライバシーポリシーに従って取り扱われます。

第 34 項：紛争解決 苦情がある場合は、同社の紛争解決プロセスを通じて対応されます。

第 35 項：準拠法 本契約は日本法に準拠します。

第 36 項：借受人の保証 借受人は、提供したすべての情報が真実であることを保証します。

第 37 項：料金、規約の変更 料金および規約は、予告なく変更される場合があります。

署名日： _____

署名： _____